

【本校が行う職業紹介事業について】

本校が行う職業紹介事業は、職業安定法第33条の2（学校等の行う無料職業紹介事業）に基づき、在校生、卒業生を対象として求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立を斡旋するものです。したがって本校での職業紹介については、公共職業安定所と同様の措置をとる必要があります。

求人に関するQ & A

Q. 求人したいのですが。（初めての求人など）

A. 本校に連絡いただきますと求人票を郵送させていただきますので、到着後記入のうえ、ご提出ください。
（フリーダイヤル 0120-223-680）
また、ホームページにある求人票を印刷して使用することも可能です。（説明書も印刷してください）

Q. 前年に引き続き求人したいのですが。

A. 毎年1月下旬に、前年求人いただいた企業様に求人票用紙（翌年3月卒業生用）をお送りいたしますので、記入のうえ、ご提出ください。

Q. FAXでの求人票の提出はできますか？

A. 求人票裏面に押印欄（若者雇用促進法に基づく自己申告書）があるため、郵送等でのご提出をお願いしております。FAXでは受付できませんのでご了承ください。

Q. 理容・美容どちらも求人する場合、店舗が複数ある場合はどのように提出すればよいですか？

A. 理容・美容どちらも求人する場合は、求人票上部の理容科・美容科両方に☑してください。
店舗が複数ある場合は、求人票に店舗一覧表等を添付してください。生徒が勤務先を選択できる場合は、求人票の「補足事項」欄にその旨ご記入ください。
店舗ごとに勤務条件が異なる場合は、お手数ですが店舗ごとにご提出ください。
求人票裏面の「自己申告書」欄は、事業主が同一の場合、1部に記入押印いただければ結構です。

【青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）について】

若者の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が、平成27年9月18日に公布され、同年10月1日から順次施行されています。

- ①職場情報の積極的な提供（平成28年3月1日施行）…新卒段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、労働条件を的確に伝えることに加えて、平均勤続年数など就労実態の職場情報も併せて提供する仕組みを創設。
- ②ハローワークにおける求人不受理（平成28年3月1日施行）…一定の労働関係法令違反があった事業所を新卒者などに紹介することのないよう、こうした事業所の新卒求人を一定期間受け付けない仕組みを創設。
- ③ユースエール認定制度（平成27年10月1日施行）…若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度を創設。

※若者雇用促進法の詳しい内容につきましては、厚生労働省のホームページからご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>